

議 第 348 号

平成26年9月11日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「殺傷すること」の次に「(規則で定める場合を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

本市が設置する都市公園における行為の禁止に係る規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。